写

議案第百五号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長　松村　喬成

昭和五拾六年拾貳月拾七日　原案可決

三朝町議会議長　名越典由

三朝町条例第　　号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を次のように改める。

四　館長

別表第一の職名欄中「公営企業管理者」を「館長」に改める。

別表第二の一中

「
町長
助役
収入役
公営企業管理者
固定資産評価員
」

を

「
町長
助役
収入役
館長
固定資産評価員
」

に改める。

附　則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。